

退院患者調査の見直しについて（その2）

I. 概要

平成27年5月27日の中医協基本問題小委員会において、DPC評価分科会において平成27年度特別調査（ヒアリング）を実施し、現状を把握することが了承された。

ヒアリングを実施したところ、「治癒・軽快」「予期せぬ再入院」に関して以下の事実が明らかになった。

- 「治癒・軽快」「予期せぬ再入院」の定義が医療機関の中で徹底されていなかった。
- 「治癒・軽快」「予期せぬ再入院」の定義は医師の感覚と一致しない事が多く、入力ミスに繋がっていた。

また、現状の「治癒・軽快」「予期せぬ再入院」を用いた場合には、正確にDPC制度の導入による影響の評価をできない可能性が示唆された。

今般、DPC評価分科会において退院患者調査における、「退院時転帰」「再入院種別」の定義の見直しの検討結果を取りまとめる。

II. 検討結果

(1) 「退院時転帰」について

【現状】（調査実施説明資料より抜粋）

調査区分は以下の通り

区分
最も医療資源を投入した傷病が 治癒 したと判断される場合
最も医療資源を投入した傷病が 軽快 したと判断される場合
最も医療資源を投入した傷病（白血病、潰瘍性大腸炎、クローン病等）が 寛解 したと判断される場合
最も医療資源を投入した傷病が 不変 と判断される場合
最も医療資源を投入した傷病が 増悪 したと判断される場合
最も医療資源を投入した傷病による 死亡
最も医療資源を投入した傷病以外による 死亡
その他 （検査入院含む）

またそれぞれの定義は以下の通り

転帰	定義
治癒	退院時に、退院後に外来通院治療の必要が全くない、または、それに準ずると判断されたもの。
軽快	疾患に対して治療行為を行い改善がみられたもの。原則として、その退院時点では外来等において継続的な治療を必要とするものであるが、必ずしもその後の外来通院の有無については問わない。
寛解	血液疾患などで、根治療法を試みたが、再発のおそれがあり、あくまで一時的な改善をみたもの。
不変	当該疾患に対して改善を目的として治療行為を施したが、それ以上の改善が見られず不変と判断されたもの。ただし、検査のみを目的とした場合の転帰としては適用しない。
増悪	当該疾患に対して改善を目的として治療行為を施したが、改善が見られず悪化という転帰を辿ったもの。

【新定義（案）】（「不変」「増悪」の定義の修正含む）

A案：「治癒」と「軽快」を合わせて「治癒・軽快」と定義する。

転帰	定義
治癒・ 軽快	疾患に対して治療行為を行い改善、快復がみられたもの。
寛解	血液疾患などで、根治療法を試みたが、再発のおそれがあり、あくまで一時的な改善をみたもの。
不変	当該疾患に対して治療を行ったが、それ以上の改善が見られず不変と判断されたもの。ただし、検査のみを目的とした場合の転帰としては適用しない。
増悪	当該疾患に対して治療を行ったが、改善が見られず悪化という転帰を辿ったもの。

B案：「軽快」を「経過観察のみ」と「軽快」に分ける。

転帰	定義
治癒	退院時に、退院後に外来通院治療の必要が全くないもの。
経過観察のみ	疾患に対して治療行為を行い改善がみられたが、退院後に、入院時に医療資源を最も投入した傷病名に関連して数回の経過観察のみの外来通院を必要とするもの。
軽快	疾患に対して治療行為を行い改善がみられたが、その退院時点では外来等において継続的な治療を必要とするもの。
寛解	血液疾患などで、根治療法を試みたが、再発のおそれがあり、あくまで一時的な改善をみたもの。
不変	当該疾患に対して治療を行ったが、それ以上の改善が見られず不変と判断されたもの。ただし、検査のみを目的とした場合の転帰としては適用しない。
増悪	当該疾患に対して治療を行ったが、改善が見られず悪化という転帰を辿ったもの。

C案：「治癒」に「経過観察のみの外来通院」を含める。

転帰	定義
治癒	退院時に、退院後に外来通院治療の必要がないもの。 もしくは、疾患に対して治療行為を行い改善がみられたが、退院後に、入院時に医療資源を最も投入した傷病名に関連して数回の経過観察のみの外来通院を必要とするもの。
軽快	疾患に対して治療行為を行い改善がみられたが、その退院時点では外来等において継続的な治療を必要とするもの。ただし、経過観察のみの外来通院は含まない。
寛解	血液疾患などで、根治療法を試みたが、再発のおそれがあり、あくまで一時的な改善をみたもの。
不変	当該疾患に対して治療を行ったが、それ以上の改善が見られず不変と判断されたもの。ただし、検査のみを目的とした場合の転帰としては適用しない。
増悪	当該疾患に対して治療を行ったが、改善が見られず悪化という転帰を辿ったもの。

	項目数 (死亡、その他を除いたもの)	過去データとの比較		メリット	デメリット
		治癒 +軽快	「治癒」、 「軽快」別 (※)		
A 案	4	可能	不可	明快で、医者以外の職種にも理解しやすい。項目が少ないため判断に迷うことが少ない	「治癒」「軽快」別の比較は不可能となる。
B 案	6	可能	可能	より詳細な定義でデータの収集が可能となる。	判断に迷うことがある(定義の正確性の低下)。病院ごとの値を算出した場合は診療科特性が強く反映される。
C 案	5	可能	不可	臨床の感覚に近い考え方。	同一名称の定義変更であるため、定義の徹底が浸透しない可能性がある。

(※) ヒアリングにおいて既に「治癒」の定義が徹底されていなかった事実が明らかとなっているため、そもそも過去データとの比較については慎重に考える必要がある。

【結論】

DPC 評価分科会において挙げた意見・結論を反映

(2) 「再入院調査」について

【現状】（調査実施説明資料より抜粋）

前回退院年月日より 6 週間以内の再入院である場合に以下を入力

(1) 再入院種別 (1. 計画的再入院、2. 予期された再入院、3. 予期せぬ再入院)

(2) 理由の種別 (下記)

1. 計画的再入院	2. 予期された再入院	3. 予期せぬ再入院
前回入院で術前検査等を行い、今回入院で手術を行うため	予期された原疾患の悪化、再発のため	予期せぬ原疾患の悪化、再発のため
前回入院以前に手術を行い、今回入院で計画的に術後の手術・処置・検査を行うため	予期された原疾患の合併症発症のため	予期せぬ原疾患の合併症発症のため
計画的な化学療法のため	予期された併存症の悪化のため	予期せぬ併存症の悪化のため
計画的な放射線療法のため	患者の QOL 向上のため一時帰宅したため	新たな他疾患発症のため
前回入院時、予定された手術・検査等が実施できなかったため	その他	その他
その他	入力不可	入力不可

【新定義（案）】

「再入院調査」の定義を以下の通り改めることとしてはどうか。

前回の一般病棟グループ（※）からの退院年月日より 4 週間以内の一般病棟グループへの再入院である場合に以下を入力

(1) 再入院種別 (1. 計画的再入院、2. 計画外の再入院)

(2) 理由の種別 (下記)

(※) 一般病棟グループとは、以下の入院基本料等を届出ている病棟（いわゆる DPC 対象病棟）

- ・ 一般病棟入院基本料
- ・ 特定機能病院入院基本料（一般）
- ・ 専門病院入院基本料
- ・ 救命救急入院料

- ・ 特定集中治療室管理料
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料
- ・ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ・ 小児特定集中治療室管理料
- ・ 新生児特定集中治療室管理料
- ・ 総合周産期特定集中治療室管理料
- ・ 新生児治療回復室入院医療管理料
- ・ 一類感染症患者入院医療管理料
- ・ 小児入院医療管理料

【定義】

計画的再入院： 前回退院時に、当該入院日が決定していた場合。

計画外の再入院： 前回退院時に、当該入院日が決定していなかった場合。

1. 計画的再入院	2. 計画外の再入院
前回入院で術前検査等を行い、今回入院で手術を行うため	原疾患の悪化、再発のため
前回入院以前に手術を行い、今回入院で計画的に術後の手術・処置・検査を行うため	原疾患の合併症発症のため
計画的な化学療法のため	前回入院時の入院時併発症の悪化のため
計画的な放射線療法のため	前回入院時の入院後発症疾患の悪化のため
前回入院時、予定された手術・検査等が実施できなかったため	前回入院時の手術・処置や治療の合併症が退院後に発症したため
患者の QOL 向上のため一時帰宅したため	新たな他疾患発症のため
その他	その他

再入院調査の範囲を 4 週間以内の一般病棟グループへの再入院としてはどうか。

また、DPC 導入の影響評価（いわゆる退院患者調査）におけるモニタリング項目として、「計画的再入院」、「計画外の再入院」を報告項目とし、さらに、重点的モニタリング項目として「計画外の再入院」のうち、「原疾患の悪化、再発のため」「原疾患の合併症発症のため」の集計結果を報告することとしてはどうか（ただし産科は除外）。

加えて、「再転棟調査」も同様の方向性で見直すこととしてはどうか（「再入院調査」とまとめることによる簡素化も検討）。

【結論】

DPC 評価分科会において挙げた意見・結論を反映